

事務連絡
平成21年1月16日

特定健診機関各位

長崎県国民健康保険団体連合会
事業課健診管理係

生活機能評価にかかる請求データチェック仕様の変更点について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて特定健診と生活機能評価を同時に実施して当連合会で費用決済を行う場合に、平成21年2月受付分より、特定高齢者の候補者の選定方法が厚生労働省の方針に沿って、「地域支援事業実施要綱」の通りの判定方法に変わります。これに伴って下記のとおり変更することになりましたので、ご注意ください。

記

【請求する際の注意事項】 ※長崎県国民健康保険団体連合会への請求分のみ対象となります。

特定健診と生活機能評価検査を同時に実施しかつ両方の費用決済とも国保連合会を介して行う健診機関のみが対象となります。生活機能評価分は市町の介護担当部署に直接請求を行う健診機関につきましては関係ございません。

1. 対象処理

- ① 特定健康診査＋生活機能チェックのみ実施する場合
- ② 特定健康診査＋生活機能チェックおよび生活機能検査まで実施する場合

2. 対象者

- ・市町村国保の被保険者であること
- ・65歳の誕生日前日以降の実施日であること
- ・受診券に生活機能評価が同時実施可能であることが明記されていること

3. 生活機能評価実施の確認方法

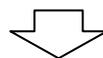
※請求データの内容から、生活機能評価の実施有無を確認する

変更点

- ① 「生活機能チェックのみを実施」の判定方法

【現行】

「生活機能評価の結果1」⇒記録あり
「生活機能評価の結果2」⇒記録なし



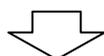
【変更後】

基本チェックリストの「判定1」～「判定4」の
いずれにも該当しない

② 「生活機能チェックおよび生活機能検査を実施」の判定方法

【現行】

「生活機能評価の結果1」⇒記録あり
「生活機能評価の結果2」⇒記録あり



【変更後】

基本チェックリストの「判定1」～「判定4」の
いずれかに該当すること

基本チェックリスト25項目の判定方法

- ◆記録された内容から「判定1」～「判定4」のいずれかに、該当する者を特定高齢者の候補者として判断する。(生活機能チェック+生活機能検査、実施者と判断する)
- ◆チェックリスト12以外:検査結果コードが「1」の場合は、該当とする
- ◆チェックリスト12 :特定健診値の結果として記録された「身長・体重」の値により計算し(小数点以下第2位を四捨五入し)、「18.5」未満の場合は、該当とする。なお、記録された値により計算できない(H/L等)場合は、チェックリスト12に記録された値を使用する。

(表1)

	質問項目	検査結果コード		判定1	判定2	判定3	判定4	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	10項目以上該当				
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ					
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ					
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ					
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ					
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ			3項目以上該当		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ					
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ					
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ					
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ					
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ				2項目該当	
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)	値						
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ					2項目以上該当
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ					
15	口の渇きが気になります	1.はい	0.いいえ					
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ					
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ					
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ					
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ					
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ					
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ					
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ					
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ					
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ					
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ					

必須項目 平成21年2月処理以降の生活機能評価データのチェック項目

①生活機能チェックまでの場合

- ・ 25項目の生活機能チェックシートの間診結果(すべて必須)
- ・ 視診・打聴診・触診(必須項目)

②生活機能検査までの場合(上記項目に加えて)

- ・ 反復唾液嚥下テスト(必須項目)
- ・ アルブミン検査(必須項目)
- ・ 貧血検査・心電図検査(必須項目)
- ・ 医師の診断(生活機能評価)・判断した医師の氏名(生活機能評価)(必須項目)

※必須項目が1個でも洩れている場合、返戻扱いとなります。また生活機能評価の結果1・2は任意項目となりましたのでご注意ください。

(表 2)

チェック項目	XMLコード	生活機能評価	
		生活機能チェック	生活機能検査
1 視診(口腔内含む)	9N07600000000049	○※	—
2 打聴診	9N08100000000049	○※	—
3 触診(関節可動域含む)	9N08600000000049	○※	—
4 アルブミン(1:可視吸光光度法)	3A015000002327101	—	○※
5 アルブミン(2:その他)	3A015000002399901	—	(1項目以上存在)
6 ヘマトクリット値	2A040000001930102	—	○※
7 血色素量[ヘモグロビン値]	2A030000001930101	—	○※
8 赤血球数	2A020000001930101	—	○※
9 心電図(所見の有無)	9A110160700000011	—	○※
10 反復唾液嚥下テスト	9N091000000000001	—	○※
11 生活機能評価の結果1	9N556000000000011	—	—
12 生活機能評価の結果2	9N561000000000011	—	—
13 医師の診断(生活機能評価)	9N571000000000049	—	○
14 判断した医師の氏名(生活機能評価)	—	—	○
15 生活機能基本チェックリスト1 39 生活機能基本チェックリスト25	9N811000000000011 9N311000000000011	生活機能基本 チェックリスト1～ 25は必須○ なお、詳細につ いては(表1)参 照	

※生活機能評価必須項目であるが、特定健診の詳細、追加項目として存在する場合もある項目

(注) 生活機能評価の結果1・結果2については、項目チェックの対象としない。

- ◎ 単価の設定につきましてはいろいろな方法が考えられますが、例えば「視診」や「基本チェックリストの質問 1」に今まで「生活機能検査の結果 1」に設定していた単価を設定する、また「アルブミン検査」や「反復唾液嚥下テスト」に今まで「生活機能検査の結果 2」に設定していた単価を設定する方法等が考えられます。

■ 結果データおよび決済データの作成イメージ(例)

※下記の結果データと決済の項目が一致しなかった場合や、結果データおよび決済データに生活機能評価にかかる項目の記録が、漏れている場合は返戻となる。(「参考2」を参照)

結果データ(追加健診セクション)

XMLコード	項目名	データ値
9N07600000000049	視診(口腔内含む)	視診実施済
9N08100000000049	打聴診	打聴診実施済
9N08600000000049	触診(関節可動域含む)	触診実施済
3A015000002327101	アルブミン(1:可視吸光光度法)	50.0
9N09100000000001	反復唾液嚥下テスト	4
...(中略)	...(中略)	...(中略)
9N81100000000011	生活機能基本チェックリスト1	0
9N81600000000011	生活機能基本チェックリスト2	0
9N82100000000011	生活機能基本チェックリスト3	0
9N82600000000011	生活機能基本チェックリスト4	1
...(以下省略)	...(以下省略)	...(以下省略)

決済データ(追加健診又は人間ドック)

XMLコード	単価
9N07600000000049	700
9N08100000000049	0
9N08600000000049	0
3A015000002327101	300
9N09100000000001	0
...(中略)	...(中略)
9N81100000000011	500
9N81600000000011	0
9N82100000000011	0
9N82600000000011	0
...(以下省略)	...(以下省略)

結果と決済の項目は一致すること

単価設定については、ある検査にまとめて一括した単価により、設定することは可能。ただし、それ以外の検査には「0円」で単価を設定すること。

参考1

※老老発第0401002号『生活機能評価の実施方法について』(平成20年4月1日)より抜粋

生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し 特定高齢者の候補者を選定する場合

- 要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者に対して、生活機能チェックを実施し、特定高齢者の候補者を選定します。
- 特定高齢者の候補者に対して生活機能検査を実施し特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行います。
- 特定高齢者の候補者に該当しない場合は、生活機能検査を行う必要はありません。

